

平成24年度第2回 岐阜県発達がい児者支援連携会議 議事概要

日 時 平成24年8月28日(火) 13:30～15:15

場 所 議会東棟第2面会室

出席者

構成員

(敬称略)

所属・職名	氏名
岐阜県医師会 常務理事	堀部 廉
岐阜県精神保健福祉センター 所長	丹羽 伸也
岐阜県発達支援センターのぞみ 相談係長	相羽 秀子
岐阜県立希望が丘学園(小児科) 医療部長	西村 悟子
岐阜県立希望が丘学園(児童精神科) いかわクリニック 院長	井川 典克
岐阜市発達支援センター 所長	高木 昌子
国立大学法人岐阜大学医学部 精神病理学 准教授 岐阜県立希望が丘学園(児童精神科) 非常勤医師	高岡 健
社会福祉法人岐阜県福祉事業団 岐阜県立ひまわりの丘第一学園 園長	村瀬 都子
社会福祉法人同朋会 伊自良苑 施設長	平下 博文
岐阜県健康福祉部長	川出 達恭
岐阜県健康福祉部次長	石原 佳洋
岐阜県健康福祉部次長	日置 敦巳
岐阜県健康福祉部医療整備課長	後藤 賢也
岐阜県健康福祉部保健医療課長	木下 栄作
岐阜県健康福祉部障害福祉課長	土井 充行

陪席者

所属・職名	氏名
保健医療課母子・特定疾患係長	富田 孝子
障害福祉課地域生活支援係長	加藤 洋智

事務局

所属・職名	氏名
医療整備課地域医療推進室総合療育企画監	早崎 辰仁
医療整備課地域医療推進室総合療育推進係長	奥田 直哉
医療整備課地域医療推進室総合療育推進係 主任	高原 健一

開 会

開会あいさつ(健康福祉部長)

会議趣旨説明(事務局)

議 事

1 「発達障がい支援センターのぞみ」のあり方について

説明資料

・資料1 「発達障がい支援センターのぞみ」のあり方について

意見等(の部分は県側の回答及び説明)

・発達障がい支援センターのぞみの機能について、成人期の支援を強化することにより、児の相談者が利用し難くならないよう配慮する必要がある。

- ・現在、発達障がい支援センターのぞみは、岐阜県全体を対象としたセンター機能として、発達障がいに関する相談の他、研修や啓発などの機能も担っている。同時に、岐阜圏域のセンター機能として、圏域の小学校等に対する指導も行っている（ ）。今後の機能の充実を検討する前提として、全県のセンター機能と圏域のセンター機能の整理が必要である。

岐阜圏域以外の4圏域では、発達障がい児の支援について高い専門性を有する地域の児童発達支援センター等を発達障がい支援センターのぞみのランチ（圏域発達障がい支援センター）として位置づけている。

- ・成人期の相談を行うことができる人材の育成を早急に行う必要がある。
- ・発達障がい者支援相談員設置事業（岐阜圏域以外の発達障がい支援センターにおける成人の相談体制の強化）は今年度のみということであるが、来年度以降の見込みは。
就労支援の窓口として大きな役割を担っている障がい者就業・生活支援センターに、新たに専門の相談員を設置することを検討している。

2 新希望が丘学園における発達障がい児支援体制の強化について

説明資料

- ・資料2 新希望が丘学園における発達障がい児支援体制の強化について

意見等（ の部分は県側の回答及び説明）

- ・希望が丘学園での発達障がい児の親子入院とは別に、行動障がいのあるケースにも対応可能な短期入所サービスの受入先を確保していく必要がある。
- ・希望が丘学園での親子入院について、このプログラムをうまく立ち上げるためには、当初は未就学の児に限定するなど、段階的に受け入れを拡大していく必要がある。そのうえで、新施設での受入開始に向け、利用対象児等についてさらに検討を深めていく必要がある。
- ・また、小児科と児童精神科の連携、後方医療機関との連携が不可欠である。
- ・精神科医療機関で行動障がいを持つような子どもの短期入所を受け入れていくためには、報酬額の低さに対する行政からの補助が必要。
- ・また、普段その子を支援している施設や相談機関等から職員が出向き、子どもの対応に慣れていない精神科病院のスタッフを支援することも必要である。

3 発達障がい児支援に係る人材育成確保対策について

資料3 発達障がい児支援に係る人材育成確保対策について

意見（ の部分は県側の回答及び説明）

- ・ 県独自に発達障がい児者を支援するための人材育成制度を設けることは効果的であると考えられる。
- ・ 研修対象者に臨床心理士やソーシャルワーカー、あるいは現在それらを目指している方を含むようにすれば、新希望が丘学園の人員体制の充実にもつながる。
- ・ 発達障がいの早期発見・早期支援支援のためには10か月健診が効果的であるが、健診体制を充実させるためには、地域の保健師の人数を増やす必要がある。市町村間で実施体制（保健師の人数）の差が大きい。こうした問題を解消しながら早期発見・早期支援に向けた地域づくりを進める必要がある。
- ・ 国内先進施設への派遣研修は極めて有効である。受入先の協力を得ながら、より多くの保育士、看護師その他スタッフを派遣し、経験を積ませる必要がある。
- ・ 成人になって精神疾患の診断を受けた方の中には、発達障がいがありながら、児の段階から十分な支援を受けることができなかつたケースもある。そのため、精神保健福祉センターからも、そうした先進施設へ職員を派遣する必要がある。また、センター自体の体制の充実も必要である。

その他発達障がい児者支援策について

意見等

- ・ 保護者が障がいを受け止め、希望が丘学園での診察や、新たに実施する短期入院へと、うまくつなげていくことができるような仕組みづくりを検討する必要がある。
- ・ 検診や相談の窓口から専門医療機関への紹介の仕方についても、どのような手順が効果的であるか検討する必要がある。
- ・ 自閉症、発達障がい児者が他の疾病を持った場合、一般の病院に受診できない事例があり、医療機関に同行する人材の確保だけでなく、医療機関の側においても、発達障がいに関する知識を有し、コミュニケーションについて配慮できる人材を

確保する必要がある。

- ・新施設への移行に当たり、障がいを持つ子どものための歯科は絶対に必要であり、引き続き診察が行われるようお願いしたい。

以 上